

保険料率の上昇を抑えるため、協会けんぽは努力を続けます。

加入者の皆さまもご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品の使用促進

協会 服用するお薬をジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担の軽減額をお知らせしています。

加入者 4人に1人の方がジェネリック医薬品に変更していただきました。

これによる医療費軽減額は、累計で約**1,639億円**(推計)です。



健康保険の正しい利用の促進

協会 審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。

加入者・事業主

退職された日の翌日から保険証は使えません。速やかに回収して、管轄の年金事務所へご返却ください。軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」は避けて、救急電話相談の利用を考えましょう。また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術、業務上の病気・ケガでは、健康保険は使えません。詳しくは、協会けんぽのホームページ等をご覧ください。

扶養家族の再確認

協会 ご家族が扶養家族の要件を満たしているか定期的に再確認しています。

加入者・事業主

平成30年度は**17億円**程度の財政効果がありました。令和2年度も扶養家族の再確認業務にご協力ください。



データ分析に基づく効果的な意見発信

協会 健診結果やレセプトデータ等の分析に基づき、地域の医療提供体制への働きかけや健康課題の「見える化」など、医療費の適正化に向けて、効果的な意見発信を行っています。

レセプト点検・経費削減

協会 不適切な医療費の請求がなされていないか点検をしています。

効果額約**214億円**(30年度実績)です。また、事務経費の削減にも取り組んでいます。

インセンティブ(報奨金)制度の導入

協会 平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入しました。

加入者

特定健診・特定保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などに応じて、インセンティブ(報奨金)が付与され、令和2年度保険料率に反映されています。

健診・保健指導・健康づくり

協会 加入者の皆さまの健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。

加入者

病気の早期発見・早期治療、適度な運動、バランスのとれた食事により、健康を保持、増進しましょう。



介護保険制度と介護保険料について

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。



なぜ都道府県ごとに保険料率が違うのでしょうか？



都道府県ごとに、必要な医療費(支出)が異なるからです。

都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。このため、疾病の予防などの取組により都道府県の医療費が下がれば、その分都道府県の保険料率も下がることになります。

※なお、都道府県ごとの医療費に差がない場合であっても、平成30年度のインセンティブ制度の取組結果を反映すること等により、保険料率が異なる場合があります。

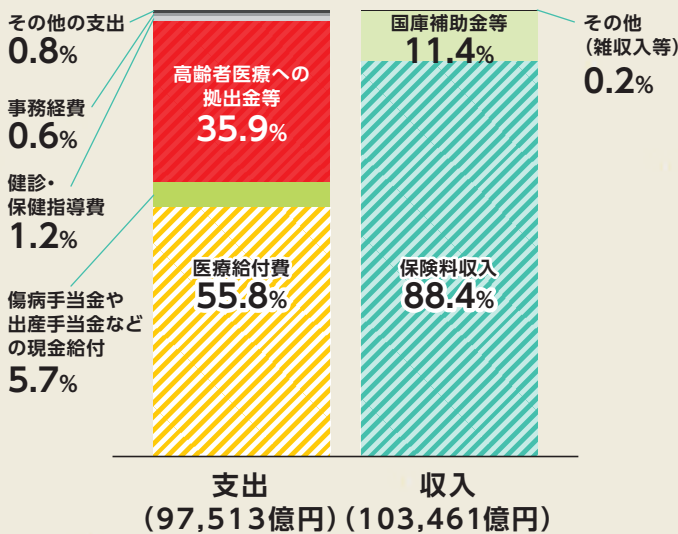


保険料は何に使われているのですか？



加入者の皆さまの医療費等が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約4割です。

■協会けんぽの収支内訳 [平成30年度決算(医療分)]



被保険者一人当たり

[保険料の負担]

年間 **38.7万円**

※その他国庫補助金(税金)による収入約5.1万円



[医療費等の支出]

年間 **約40.2万円**

医療費等: 25.4万円

[内訳]

高齢者医療への

拠出金: 14.8万円

皆さまの保険料1万円当たりの使い道



加入者の皆さまが
病院等を受診した時の
医療費

約 **5,580円**



加入者の皆さまが病気で
職場を休んだ際の手当金や
出産した時の給付金

約 **570円**



加入者の皆さまの
健診費
保健指導費

約 **120円**



高齢者の方々が
病院等を受診した時の
医療費(拠出金)

約 **3,590円**



協会けんぽの
事務経費等

約 **140円**